

令和 4 年第 5 回与論町議会臨時会

会 議 録

令和 4 年 1 0 月 3 日

与 論 町 議 会

令和4年第5回与論町議会臨時会会議録

令和4年10月3日（月）午後3時56分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第62号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第63号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第64号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

3番 林 敏 治 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元一郎 君

7番 大 田 英 勝 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（5人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

教 育 長 町 岡 光 弘 君

総務企画課長 町 本 和 義 君

健康長寿課長 林 末 美 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午後3時56分

○**議長（高田豊繁君）** ただいまから、令和4年第5回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（高田豊繁君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番、南 有隆君、5番、喜山康三君を指名します。

日程第2 会期の決定

○**議長（高田豊繁君）** 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（高田豊繁君）** 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第62号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○**議長（高田豊繁君）** 日程第3、議案第62号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○**町長（山 元宗君）** 議案第62号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
この改正は、職員の育児短時間勤務に対応した勤務環境を整備するため必要があるため条例を改正するものであります。
御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○**議長（高田豊繁君）** 提案理由の説明を終わります。
これから、質疑を行います。
質疑はありますか。
5番、喜山康三君。

○**5番（喜山康三君）** 前から議案を提出するときは余裕を持って提出して下さいとお願いしているのですが、今日議案が来て今日開会するというのは、私が議員になってから前代未聞というか初めてのことでですね、さうとう早急にといいですか今すぐにこれをやらなくてはならなかった理由があったからだとは思いますが、出来るだけこういうことは前もってきちんと段取りしてやっていただくことは出来ないのですか。そのことについてどのようにお考えですか、総務企画課長。

○**議長（高田豊繁君）** 町本総務企画課長。

○**総務企画課長（町本和義君）** お答えいたします。今回このように緊急にお集まりいた

だきまして、大変ご迷惑をおかけしております。今回のこの条例の改正につきましては、短時間勤務に関する給与の条例の現行においては、これまで再任用に係る短時間勤務職員しか整備されておりました。今回10月1日から職員が短時間勤務という要請がございまして、条例を調べましたところ、それが職員の育児短時間勤務に関する条例についてが整備されておりました。それに気が付いたのが9月30日でございまして、緊急に整備する事が必要ということで議員の皆様には急遽このような臨時議会を設けたところでございます。誠にすいません、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 短時間勤務の条例整備をされていなかったから気が付いたということで理解してよろしいですか。こういうことが今まで想定出来なかった事態が発生したと、そういう場合に私は思うのですが逆に職員の短時間勤務ということ事態が、その職員の健康的なこととか、そういう様々な事情でなったのか、どういうことで逆にどういう事柄が発生したのかなと思いますけれども、ここに今課長が居ますのでもしよければこの説明をお願いできないでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） これまで、育児、子育てに関する育児短時間勤務に関して、そういう請求案件が無かったということで条例についてもちょっとそこを見落としていたということが実際のところでございます。今回また議案第64号にございます育児休業に関する条例というのが提出してございますけれども、この中でですね育児休業に関する、12条に掲げてございます現行のあたりが勤務時間が20時間、24時間、または25時間となるようにすることというように改正前には書いてございまして、これは以前の8時間勤務の場合でございまして、これも直していないということもありましたのでこれを現行の1日勤務につきましては条例で7時間45分というようになっておりますので、これも変えなければいけないということがございまして合わせて給与のお支払いが育児短時間で勤務した場合に給与のお支払いが出来ない状態というようになっていた現状にありまして、慌てて10月1日付けで変更しないと短時間の育児勤務に関する給与がお支払い出来ないということで、このような改正の提出をしたところでございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） こういう条例改正については、何か通達や指示が来ていると思うのですが、それに事務的に間に合わなかったなという感じで起きているのではないかなという気はするのですが、まあ条例についてはともかくとして何故またこういう条例が必要になったのか、職場の中でどのような事態が起きたのか、何か特別な勤務のローテーションとか人事の在り方とかについて色々な動きがあつて、これに今の条例では対応できなくなって新しくこういう条例を変えるということになっているのではないかと思うのですが、林課長その辺の事情を説明お願いできないでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 職員の勤務体制に関しては総務企画課のほうで管轄されていて、こちらは条例改正があるというのを教えていただいて対応させていただいて

いるところです。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 人事は総務企画課であったとしても、これを見る限りは健康長寿課課長とか、この辺の福祉の関係が相当大的な理由があるのではないかと考えていますけど、今の長寿課とかその勤務のあり方、職員のローテーションの在り方とかその辺については職員に負担が来ているとか、そういう問題とかは出ていないですか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 職場の対応としては、確かに同じ子育て中の職員が同じような立場にありつつ短時間と 1 日勤務とでは対応のほうもちょっとこちら戸惑いもありますけれども、職員がそういう勤務体制で臨みたいということだったということでこちらのほうに配属ということだったので一緒に働かせていただいているということです。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 6 2 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 6 2 号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 2 号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第 4 議案第 6 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高田豊繁君） 日程第 4、議案第 6 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 6 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、職員の育児短時間勤務に対応した勤務環境を整備するため

条例を改正するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第63号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第5 議案第64号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第64号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第64号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は職員の育児短時間勤務等に対応した勤務環境を整備するため条例を改正するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 職員の育児休業で慌ててネットでも調べたのですが、先般広域の

議会でもこのことが取り上げられたのですが、与論町でこれを利用された職員は何名いるのかわかりますか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 育児休業に関しましては男性の育児休業に関しては2人ほどになっております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この取得率といいますか、日本全国ではどのくらいあって与論町としては%提示はどの程度になりますか。そして、これの今後また目標を掲げて出来るだけ職員が育児休業も取れるような環境づくりをされているかどうかなのですがいかがですか。与論町の目標はありますか。それと今何%の取得率なのですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留光博君） 二日前の南海日日新聞に奄美市のことが載ってございましたが、その情報によりますと21年度で全国が14%弱です。13.97%という数字が出ているのですが、奄美市の場合も職員が615名、うち男子職員が416名ということなのですが、その内に育児休業を取られた方が平成19年度で5.3%、残念ながら平成20年度は無かったということです。今後やはり法的にも10月1日に父親の育児休業が認められて、積極的に取りなさいということで本町もまたその方向で検討しながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 与論町の取得率はわからないでしょうか。で、この南海日日新聞の記事は私のフェイスブックにも載せましたので見ていただけたらと思いますけどね、はいお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 今ちょっとそのデータが手元にございませんで、後ほど提出したいと思っております。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第64号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

○議長（高田豊繁君） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る財政支援の適用期間が延長されることに伴い、令和4年9月28日に与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、支給対象期間を令和4年12月31日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これについての概要説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 新型コロナウイルス感染症に感染した方が傷病手当金をもらえる制度があるのですが、その法の一部改正に伴って延長するものです。本町においても民間事業所の方で雇用された被雇用者の方がその期間働いていたらもらえたかもしれない給与に対する補償金になります。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって承認第6号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)は、承認されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 南 有隆

与論町議会議員 喜山康三